

社会福祉法人なの花会

理事会 報酬・旅費(交通費)規定

本規定は、定款二十一条の規定により、理事・監事の報酬・旅費を定めるものである。

(報酬)

- 1、理事会出席の理事・監事・理事会事務局に対して、一回につき 5,157 円を報酬として支払うものとする。但し、施設より報酬を受ける者には支給しない。
- 2、監事または業務執行理事及び理事が、内部監査及び指導検査立会い等、法人の業務に当たる場合は 1 時間当たり 2,000 円を報酬として払うものとする。
- 3、報酬の支払いにあたっては、法定所得税(3.063%)を預かるものとする。

(旅費・交通費)

- 1、理事会出席の理事・監事には、旅費として理事会開催場所までの実費交通費を別途支払うものとする。

(宿泊費)

- 1、理事会及び法人業務に際し、宿泊が必要な場合は、実費を支給する。

(理事長報酬)

- 1、この規定の理事長は、定款第 5 条に規定された理事のうち互選により選ばれた1名をいう。
- 2、理事長の報酬の支給は以下による。
理事長・業務執行理事の勤務が週 30 時間を超える場合については、報酬の支払いは 月給とする。40 時間を超える場合はなの花会職員給与規定による。
30 時間未満の場合は時給とし、理事・監事の 1 時間当たりの報酬と同額とする。
- 3、報酬は毎月 25 日に支払う。支払われる報酬から所得税を控除する。
- 4、通勤手当は実費支給する。

附則

この規定は平成 29 年 6 月 10 日第 1 回評議員会にて決定、実施する。